

第六十三回国会 法務委員会 議 録 第二十号

昭和四十五年四月十七日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 高橋英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君

理事 畑 和君

理事 石井 桂君

理事 佐藤 守良君

理事 羽田野忠文君

理事 村上 勇君

理事 山下 徳夫君

理事 林 孝矩君

理事 松本 善明君

理事 鍛冶 良作君

理事 瀬戸山三男君

理事 細田 吉藏君

理事 沖本 泰幸君

理事 江藤 隆美君

理事 中山 利生君

理事 浜田 幸一君

理事 森 喜朗君

理事 大野 潔君

理事 岡沢 完治君

出席國務大臣

法務大臣 小林 武治君

出席政府委員

法務政務次官 大竹 太郎君

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務大臣官房司 影山 勇君

法法制調査部長 影山 勇君

委員外の出席者

最高裁判所事務 岸 盛一君

最高裁判所事務 寺田 治郎君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 福山 忠義君

最高裁判所事務 中山 利生君

最高裁判所事務 佐藤 守良君

最高裁判所事務 福山 忠義君

委員の異動

四月十七日

辞任

島村 一郎君

中村 梅吉君

補欠選任

中山 利生君

佐藤 守良君

永田 亮一君

福永 健司君

松本 十郎君

森 喜朗君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

委員長は理事に田中伊三次君を指名いたします。

○高橋委員長 次に、内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。岡沢完治君。

○岡沢委員 私は、昨日まで、属します民社党の大会がありまして、実はこの法案に対する質疑応答をほとんど聞いておりませんので、申しわけないことでございますけれども、同僚議員の質問と重複する場所があるかもしれないが、お許しをいただかしまして、私の立場から若干の疑問点をたださしていただきたいと思います。

私自身も実は弁護士でございますし、日弁連の会員でもあり、大阪弁護士会の会員でもございす。この法案の中身と申しますよりも、この法案の成立過程を通じてあるいは成立後を通じて、私個人として一番心配いたしましたのは、日本の法曹三者の中で、ことにこの法案を通じて明らかになりましたように、最高裁判所と日本弁護士連合会、形式的には日本弁護士連合会が会名においてこの法案に反対をいたしております。このいわば断絶のままで法案が通過することによりまして、この法案の意図されず簡易裁判所の事務管轄に關連する訴訟の促進あるいはその他のメリットに比較して、より以上の大きなデメリットと申しますように、国民の立場から見て日本の法曹をになう三者のうち二者までが非常に不幸な対立を重ねているという不利益というものが耐えられない感じがするわけでございまして、どうしてこういう弁護士会の反対の結果が出てきたか。これは裁判所側から見まして、特に弁護士会と裁判所とは連絡協議をお持ちでございまして、その経過等に照らして裁判所側の御意見を聞かして

いただきたいと思います。私は過日参考人になりまして日弁連側の意見は大体聴取させていただきましたので、あらためて一方の当事者であります最高裁の御見解あるいは経過について、どうしてこの際明らかになっておきたいところを、私たちに納得できるように御説明いただきたいと思います。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま岡沢委員からお話しのございました点は、私どもとしても痛感いたしておるところでございまして、何とかして日弁連とお話し合いをつけて法案を提出していただくということになりたい、かように念願しておたわけでございますが、不幸にして今回のようなことになったのであります。

連絡協議の結果につきましては、先般林委員の御質問に對してかなり詳細に御報告申し上げましたので、重ねて詳しく申し上げることは省略いたしましたと思ひますが、結局昭和四十年の九月に、私どものほうと日弁連事務総長との間でメモを取りかわしまして、その際に、事物管轄の問題については早期に実現をはかりたいという私どもの希望を申し述べ、それを了承されまして、むろん具體的な内容等は全然きまつておられないわけでございますが、今後その問題をめぐってお話し合いをしたいと思いますことと連絡協議ができたわけでございます。その点は資料で明白でございます。ところが、いろいろな関係でその話し合いが、なかなか議題にして出すことさえ御了解が得られず、やつと四十二年九月になつて、「第一審裁判所のあり方について」というふうな形で提出いたしましたところ、それが出ましたとたん、二回ほどお約束した協議の機会が流会になりました。そうして委員の御交代その他がございまして、約一年間開けなかつたわけでありまして、そして四

十三年になりまして開会できまして、その機会に

本日開議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の辞任についておはかりいたします。

理事細田吉藏君から理事辞任の申し出がございすので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

もう少し具体的な案をというお話で、民事につきましては、いま問題になっておりますような案を提出いたしました。そういたしますと、また約二回ほどお約束いたしましたお話し合いの機会が流会になつておるといふようなことで、そしてまた一年間は委員の選任その他で中断いたしましたわけでございます。

かように、この問題につきまして、私どもとしてはもう四、五年前からお話し合いをしたいと思いますので、非常な努力を続けてまいりましたわけでございますが、日弁連の内部の御事情で、一度機会をお約束いたいたしてもそれが流れるというのを繰り返してまいりました。これではいろいろな情勢にかんがみて、どうしても国会の御審議を受ける。その前提として、法制審議会で学識経験者を交えて、日弁連の代表の方も交えた席で御返答いただくよりほかにはないのではないか、私どもとしてはさういふ結論に達せざるを得なかつた次第でございます。

○岡沢委員 いまの寺田総務局長の御答弁、非常にいいことをおっしゃったと思いますが、そうするとこの法案を提出するまでのいきさつ的過程では、むしろ裁判所側としては日弁連側と十分な協議をしたという用意があつたけれども、日弁連の都合によつて延び延びになり、成果が得られなかつた、こういうふうな解してよろしゅうございますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 私どもとしてはさういふ考えております。

○岡沢委員 事務総長にお尋ねいたしたいわけでありませぬ。先ほど私が申し上げましたように、この法案の中身、簡裁の事務管轄を十万円から三十万円に上げる、数字は十が三十になるだけでございますけれども、本質的にも、また簡裁の事件処理の内容からいたしましても、かなり大きな変化には違ひありません。しかし、それ以上に日弁連と最高裁判所が、あるいは一般の裁判所が断絶状態あるいは不調和の状態におちいるというデメリットは、

これは当事者だけではなしに国民の立場からしてもきわめて大きいと思うわけでございます。日弁連の正式文書としてわれわれ委員にも提出された要望書の中に、「この法案については、左記のとおり根本的に検討すべき問題が多々ありま

す。つきましては、この問題は最高裁と日弁連との間で協議をづつていたものであり、緊急性は認められないと考えますので、今国会で成立させることを止め更に慎重に検討する期間をおいてくださいますよう要望致します。」という文書が提出されておりますし、また過日、参考人として御出席になりました日弁連の代表的立場の副会長の方、あるいはまた大阪弁護士会あるいは関西弁護士会を代表してだといふ趣旨に解しますけれども、日弁連の極端な役職にありませぬ参考人の方からも、いずれもこの一年間に十分な協議をして協力をする用意があるという発言がございました。

この大きな不幸であります日弁連と最高裁の断絶のままで、どうしてこの国会で法案を成立させるという必要性、緊急性があるのか。私たちから見ました場合に、過去は別として、一年間放置できないほど緊急性、必要性がある改正とは思えない。もしそうであるならば、二十九年からきょうまでで十六年の経過があるわけでございますから、それまでもその必要性はあつたわけであつて、どうしても四十五年のこの国会で成立させるという必要性については、私自身としてはいまだ納得できないわけでございますけれども、事務総長の御見解を承りたいのであります。

○岸最高裁判所長官代理者 日弁連との連絡の経過につきましては、ただいま総務局長がごく簡単に御答へいたしましたとおりであります。元来、司法制度というものは、裁判所、検察庁、弁護士会、この三つの柱によつてささえられるべきものであつて、その三者が十分に意見を交換し、協議をした上で、運用の改善なりあるいは制度の改正というものを考えていかなければならないことは、十分私どもも心得ております。しかし、先ほど総務局長から御答へいたしましたような事情もあ

り、また現在の経済事情の変動等、それから地裁と簡裁との事件のアンバランス、そういう点を考えますと、これはやはり早急に実現していただくなければならぬ改正と存じております。裁判所側でここ数年たびたび高裁長官、所長の会同を開きました。その会同の席でも、全国の長官、所長から一これらの方々はその管内の事情を十分に把握しておられる方々であります。ぜひ早くこの事務管轄の調整をやつてもらいたいという強い要望もございました。そういう事情から、やはり今国会においてぜひ成立させていただきたいと裁判所側としては熱望いたしておるわけでございます。

日弁連と裁判所との間の断絶云々の点であります。これは私も非常に遺憾なことと思つております。決して私どもはそれを根に持つたりあるいはこだわつたりする気持ちはなくて、今後やはり従来どおり胸襟を開いて司法制度の問題を日弁連それから法務省関係、検察庁、この三者の協議によつて考えていきたい、そういう気持ちは少しも変わっておりませぬ。

○岡沢委員 いま事務総長から、これはことはじりをつかまえるわけでは全くだいせんが、裁判所の長官会同等でも要望が強かつたというお話がございました。私たちはこの法案を考えます場合に、裁判所側の立場あるいは弁護士会側の立場、法務省の立場、それぞれございますけれども、基本的にはやはり国民の立場に立つて改正が是非かという判断を下すべきではないかと考えるわけでございます。そういう点から見た場合に、弁護士会が単に職業としての弁護士の立場からではなくして、在野法曹としての、あるいは国民の自由と権利を守る立場からの反対意見がかなりあるわけでございます。その辺につきましてはやはり私たちから見ても、弁護士会の意見も必ずしも無視できない、それだけの合理的な根拠を含んでおるような主張もあるわけでございます。この辺について私は、最高裁側の在野法曹の代表としての日弁連に対するP.R.、説得の不足あ

るいは対応策の不備というものも指摘せざるを得ないのではないかと考えるわけでございますが、過去のことを申し上げてもしかたがございません。

国民の立場から見て、自由と権利を守つてくれる法曹三者が節度ある調和を願つておるといふことは否定できないと思つたのです。この断絶をどうして埋めるかという具体策について、最高裁としてはどのように考えておられるか、これをお伺いします。

○岸最高裁判所長官代理者 先ほど長官、所長会同における全国の裁判所の強い希望であるといふことを申しましたが、これは決して裁判所だけの都合という意味ではございませんで、やはり裁判が円滑に運営されるということ、これはやはり国民のためであります。決して裁判所側だけの事務的を都合でどういふことをお願いしておるわけではございません。

その断絶の点につきましては、先ほど申しましたとおり、こちらは何ら根に持つことなく胸襟を開いて今後ともお話し合いをしていきたいと思つております。御承知のように、司法協議会というものの設置が臨司の意見書で指摘されておりますが、この司法協議会、つまり法曹三者に学識経験者を加えた司法協議会すらいまだに成立できない状況であります。やはりこの際、やむを得ずこの法案の成立を強く願ひするほかはない、かように考えております。

○岡沢委員 私は、最高裁と日弁連の断絶と申しますか、不毛の対立の原因が必ずしも最高裁判所側だけにあるとは思いません。過日も参考人の御意見の中でも、辻、和島両参考人と伊藤参考人の考へには微妙な食い違ひがございました。私自身も日弁連の会員の一人ではあります。必ずしも日弁連、また私の属します大阪弁護士会の公式的な決定にそのまますべて賛同するわけではございません。そういう点で弁護士会側もいろいろ機構上あるいは内部事情の諸問題をかかえておることは十分承知をいたしておりますけれども、われわ



れから雑事件におきましても、民事は漸増でござい  
ますが、たとえは刑事事件は、いわゆる交通反  
則金の関係等もありまして、激減してあるわけ  
でございます。四百万件ございましたが、百万件程  
度になつていられるという現象もございませう。  
そういう点は、つまりその部門を担当してござ  
います職員が余裕ができておるといふことにな  
るわけでございます。したがって、私どもとい  
たしましては、まず予算定員の増加に努力いたし  
ますとともに、先ほど岡沢委員からも御指摘の  
ございました過疎地帯と過密地帯によります配置  
定員の適正化をはかり、さらに民刑の配置の適正  
をはかるという事、こういうことがきわめて重  
要であらうと考えておるわけでありませう。

物的のほうにつきましては、御承知のとおり管  
轄関係のほうでは毎年約四十億の経費が計上され  
まして、逐次庁舎の改善がはかられてございま  
すし、物件等につきましては、御承知の裁判官研究  
庁費、毎年約一億八千万円が計上、その他能率化  
器具費の相当額が計上されまして、漸次改善さ  
れつつある、かような状態になつておるわけに  
ございませう。

さらにお尋ねがございませうれば、ものによりま  
しては御答弁申し上げられるかと思ひますが、一  
応、私どもが現在やつておりますことは、そうい  
うこととございませう。

○岡沢委員 いま局長のお答え、決して間違つて  
いるとは思ひませぬけれども、事、いまおつしや  
いまして、物的の中の物的な面につきましては、  
当委員会でも、たびたび党派を越えまして、  
裁判所予算の増額については、積極的に意欲を示  
していただきたい、委員会で予算に反対したこと  
もございませぬし、むしろ大蔵省の段階で裁判所  
は遠慮され過ぎるんじゃないかということをし  
ば指摘してまいりました。

われわれは、近代国家の基本が、力にかわる法  
の支配、いわゆる司法の権威が保たれるというこ  
とが近代国家の大前提である。防衛予算に金を使  
うよりも、司法予算が充実し、司法界にあるいは

法曹界に人材が集まりまして、国民の信頼を得  
て、法の支配が徹底するということが、民主主義  
のあるいは近代国家の大前提、そしてまた、憲法  
の志向する方向でもあると確信しておるだけに、  
予算面については、おそろく国会として反対の立  
場をとつたことにはないわけでございます。むしろ  
コンピュータの導入、その他近代化あるいは簡  
素化、合理化等については、裁判所はくれ過ぎ  
ているのではないかと御指摘をしばしばしてき  
たところでございませう。そういう面の御努力を今  
後とも続けていただくことをお願いするとも  
に、問題は人的な面で、最近の司法研修所を終わ  
ります修習生の志望傾向を見ましても、裁判官、  
検察官の志望が非常に少ないというところも大き  
な問題ではないか。また、この法案の改正とも結  
びつきませう、いわゆる特任判事の問題が出てま  
いらすのも、いわゆる法曹資格を持つた裁判官志  
望の人材が集まりにくいというところも大きな理  
由があるかと思ひませう。アメリカとの人口対比  
をするまでもなく、日本の法曹人口、裁判官人口  
というのは非常に低いわけにございませぬけれど  
も、どうしてその人的な面での裁判官の充実を期  
していられるか、それについての具体的な御用意  
があるか、お考えをただしたいと思ひませう。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま岡沢委員か  
ら、法曹人口の問題が出てまして、私どもとして  
も、法曹人口の問題が出てまして、常に非常な  
関心を持つてまいつておるわけにございませうが、  
ただこれは、たとえはアメリカと比較いたします  
と、実は弁護士の数、アメリカと日本では飛躍  
的に違つてございませう。裁判官ももとより違  
いますけれども、しかし、その違つ比率は、弁護  
士のほうがはるかに差が大きいというのが実情で  
ございませう。

裁判官につきましては、たとえはイギリスのよ  
うな国をとつてみますと、いわゆる無資格とい  
うのは、日本で言うような意味に当たらぬかど  
うか、ちよつと疑問がございませぬからあれでござ  
いませう、つまり、いろいろ補助裁判官のものが

イギリスの制度にはあるよりでございませぬので、  
そういうものも含めて考えますと、日本のほう  
が非常に少ないわけにございませぬけれども、ほん  
との意味での裁判官というものは、実はイギリス  
ではかなり少ないわけで、日本のほうがある意味  
では比率的に多いという計数も出ておるわけに  
ございませう。ただししかしながら、これは制度の立  
方が違ひますので、私どもとしては、やはりイギ  
リスのほうを教ではどうしてできないかと考えてお  
るわけにございませう。

具体的な対処方法というお尋ねがございませ  
うが、これにつきましては、やはり裁判所を若い人  
たちの魅力のある職場にするということにつ  
いて、今後とも努力をしております。それにつ  
きまして、単に給与の問題だけでなしに、いろいろ  
すべの面にわたつて十分に考えてまいらなければ  
ならない、かように考えておるわけにござい  
ませう。

○岡沢委員 この問題は、ほかの機会でも何回か  
論じた問題でございませうが、たとえば一つの方  
法として、裁判官希望の場合に、任地に拘束され  
る、子弟の教育に支障を来たすというふうな観点  
から、私は、昨年から一昨年の法務委員会でも、た  
とえは巡回裁判所の考案方を採用されてはどうか。  
簡便あるいは地裁の支部等につきましては、  
大阪なり東京なりあるいは仙台なり福岡に裁判官  
をプールしておきまして、沖繩で現にやつてお  
られますけれども、最近特に道路事情、交通事  
情、通信事情がよくなつておりますから、書記官  
と事務官を常時配置しておくことによつて、裁判  
官は車で順次定期的に回るといふような制度の採  
用、あるいは今国会でも御質問申し上げましたよ  
うに、前検事総長が検察の立場から、刑事裁判に  
弁護士を公判立ち会いに参与させる方法の採用と  
いふような面も含めまして、新しいアイデア、新  
しい制度についての意欲がどうかかどうか、その  
辺の見解を聞きませう。

○寺田最高裁判所長官代理者 最後にお話のござ  
いませう、弁護士をもつて検察官職務をしていた

だくという問題については、当面のここでの問題  
ではないかと存じますが、実は、先般の国会  
で、岡沢委員のお尋ねに対して私が若干消極的な  
ことを申し上げましたことは、これはいわばイギ  
リスの制度をそのまま持つてくるというふうな観  
点からでは非常に困難であらうという趣旨で申し  
上げたわけにございませう、その後いろいろを機  
会に岡沢委員から伺いましたよ、現在の準起  
訴手続を念頭に置いてのお考えであるといたし  
ませう、これまた先般、私どものほうの佐藤刑事  
局長から御説明申し上げたように考えておるわけ  
にございませう。

一方、巡回裁判そのもの問題につきま  
しては、私どもとしても全く賛成でございませう。実  
は、ある程度はそれを実施してあるわけにござ  
いませう。ところが、それが実は必ずしもそういう意  
味に受け取られていない。端的に申し上げま  
すと、いまここで問題になつております簡易裁判所  
にも、総合配置の庁がございませう。これはつま  
り、二庁をかけた持ち寄りでございます。これは、  
月水金のある庁に参り、火木土のある庁に参ると  
いう、一つの巡回裁判でございませう。当然職員そ  
の他はお尋ねがございませうので、事件処理その  
他は可能なわけにございませう。しかしながら、そ  
れについていろいろの御批判がございませ  
う。したがって、こういうことをさらに推し  
進めるといふか、たとえは地方裁判所の支部、さ  
らには高等裁判所の支部等の支部について推し進  
めるにつきましては、やはり十分各方面の御意向  
を伺いながらやつてまいらなければならぬ。も  
し御賛同を得ますれば、たとえは高裁の支部にい  
たしまして、そういうことも十分検討に値する  
問題である、かように考えておるわけにござい  
ませう。

○岡沢委員 先ほど寺田総務局長の御答弁に  
ちよつとお触れになりましたけれども、私は、日  
本の現在の経済状態、社会状態を見ました場合  
に、いわゆる過密・過疎の問題が、特に地方行政  
の面で大きなウエートを占めてきておるわけに

だくという問題については、当面のここでの問題  
ではないかと存じますが、実は、先般の国会  
で、岡沢委員のお尋ねに対して私が若干消極的な  
ことを申し上げましたことは、これはいわばイギ  
リスの制度をそのまま持つてくるというふうな観  
点からでは非常に困難であらうという趣旨で申し  
上げたわけにございませう、その後いろいろを機  
会に岡沢委員から伺いましたよ、現在の準起  
訴手続を念頭に置いてのお考えであるといたし  
ませう、これまた先般、私どものほうの佐藤刑事  
局長から御説明申し上げたように考えておるわけ  
にございませう。

ざいですが、裁判所の場合も、地裁と簡裁との事務管轄の問題をどうするかという問題以上に、過密地帯、過疎地帯の裁判所の適正な事務分配、人的、物的配置転換ということを一つの観点から検討されるべきものではないかと思つておりますが、これについての御見解を伺います。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま岡沢委員のお話の点は、全く御指摘のとおりでございます。私どものほうでは、毎年統計を集計いたしました。私どものほうでは、毎年統計を集計いたしました。私どものほうでは、毎年統計を集計いたしました。私どものほうでは、毎年統計を集計いたしました。

公式的なテーマだつたと思つております。そういう観点から、この第一審裁判所のあり方、地裁、簡裁とも含まれるということももちろんだと思つておりますけれども、特に地裁民事部の強化について具体的な御用意があるかということ、あわせて簡裁の刑事の管轄といふこと、取り扱ふ範囲について、これは今後の協議事項かもしれませんが、この際明らかにしていただくことは困難かもしれませんが、一応最高裁としては、地裁と簡裁との事件の割り振りにつきまして、刑事の面ではどう御抱負をお持ちか、お尋ねいたします。

○寺田最高裁判所長官代理者 この法案の実施に伴います民事部の増強の問題でございますが、まず第一的には、現在私どもとしては全部どころも忙しいことには違ひありませんけれども、しかし高裁、地裁、簡裁と比較いたしますれば、簡裁が地裁、高裁に比べればやや余裕があるという認識でございます。負担件数の面でもそれがあらわれておるわけでございます。したがって、その限りにおきましては、直ちにその大きな変更を加える必要はないのではないかというふうに考へておるわけでございます。ただし、各地方によりましては、やはり若干の定員の配置の変更をする必要があるところもあろう、いまこういふような見通しでございます。同時に、地裁の民事部のほうは事件がかなり減少いたしましたので、従来の非常に過重な負担というものが程度調整されてまいる、かようなふうに考へておるわけでございます。その辺は、いつの法改正の場合にも一応推定件数は出しますけれども、必ずしもそのとおりには推移はいたしません。これは合意管轄とか応訴管轄などもございまして、実際に実施をいたしました上で、その推移を見ながらということにしたいと考へておるわけでございます。

○岡沢委員 この法案は、簡裁の事物管轄だけが一応テーマになつておるわけでございますけれども、国民の立場からいたしました場合に、りっぱな裁判官によつて安心できる裁判が迅速に実現されるということが、最大の希望であり期待であらうと思つております。そういう点から、ぜひこの簡裁の事物管轄ということと結びつけて、簡裁の刑事の問題も含め、地裁との関係、あるいは民事、刑事、横の関係、そして過密地帯、過疎地帯、いわゆる大都市と非常にひまな簡裁との配置転換、これは簡裁だけじゃございません、地裁、高裁も含めて適正な人的、物的配置、いわゆる縦横両面の角度から、ぜひ国民の側から見て最も希望に即するよう裁判所のあり方を実現していただきたい。

○岡沢委員 この法案の中身の事物管轄が裁判所、弁護士会に協議されました場合に、たしかテーマは、第一審裁判所のあり方ということが

でございます。これは一応のたたき台としての案と考へておるわけでございまして、基本的にはやはり軽微、簡易な事件は簡易裁判所で、複雑、重要な事件は地方裁判所という原則を維持すべきである。それについては一応罪名というものが相当大きな基準になりますけれども、罪名だけで直ちに複雑、困難であり、軽微であるということをはきめるのは適当でない面もあるのではないかと。もう少し少しほかの要素も加える必要があるのではないかと。そういう面では特に刑事の場合において、地方裁判所から簡易裁判所の管轄に移すべきものもあると同時に、簡易裁判所の専属管轄とされているものの中にも、地方裁判所で処理するのを適当とするものがあるのではないかと、こういう立場から一つのたたき台としての草案を弁護士会にお目にかけたわけでございます。ただし、この点は非常に重要な問題でございます。弁護士会のほうでもいろいろ御反対があるというのを伺いましたので、さらに十分私どものほうでも練り、御意見を伺いながら検討してまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○岡沢委員 この法案は、簡裁の事物管轄だけが一応テーマになつておるわけでございまして、国民の立場からいたしました場合に、りっぱな裁判官によつて安心できる裁判が迅速に実現されるということが、最大の希望であり期待であらうと思つております。そういう点から、ぜひこの簡裁の事物管轄ということと結びつけて、簡裁の刑事の問題も含め、地裁との関係、あるいは民事、刑事、横の関係、そして過密地帯、過疎地帯、いわゆる大都市と非常にひまな簡裁との配置転換、これは簡裁だけじゃございません、地裁、高裁も含めて適正な人的、物的配置、いわゆる縦横両面の角度から、ぜひ国民の側から見て最も希望に即するよう裁判所のあり方を実現していただきたい。

○矢口最高裁判所長官代理者 岡沢委員のお尋ねの点はまことにごもっともでございます。裁判官として裁判をやるにつきましたら、いま御指摘のようなきことがあつてはならない。自分の気持ちとか、人からどう思われるかというよりなことから判断をどうこうしてはいけないういものではないかと考へておるわけでございまして、日弁連との連絡協議の席に提出いたしました案はあつたわけで

○岡沢委員 この法案の中身の事物管轄が裁判所、弁護士会に協議されました場合に、たしかテーマは、第一審裁判所のあり方ということが

でございます。これは一応のたたき台としての案と考へておるわけでございまして、基本的にはやはり軽微、簡易な事件は簡易裁判所で、複雑、重要な事件は地方裁判所という原則を維持すべきである。それについては一応罪名というものが相当大きな基準になりますけれども、罪名だけで直ちに複雑、困難であり、軽微であるということをはきめるのは適当でない面もあるのではないかと。もう少し少しほかの要素も加える必要があるのではないかと。そういう面では特に刑事の場合において、地方裁判所から簡易裁判所の管轄に移すべきものもあると同時に、簡易裁判所の専属管轄とされているものの中にも、地方裁判所で処理するのを適当とするものがあるのではないかと、こういう立場から一つのたたき台としての草案を弁護士会にお目にかけたわけでございます。ただし、この点は非常に重要な問題でございます。弁護士会のほうでもいろいろ御反対があるというのを伺いましたので、さらに十分私どものほうでも練り、御意見を伺いながら検討してまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○岡沢委員 この法案は、簡裁の事物管轄だけが一応テーマになつておるわけでございまして、国民の立場からいたしました場合に、りっぱな裁判官によつて安心できる裁判が迅速に実現されるということが、最大の希望であり期待であらうと思つております。そういう点から、ぜひこの簡裁の事物管轄ということと結びつけて、簡裁の刑事の問題も含め、地裁との関係、あるいは民事、刑事、横の関係、そして過密地帯、過疎地帯、いわゆる大都市と非常にひまな簡裁との配置転換、これは簡裁だけじゃございません、地裁、高裁も含めて適正な人的、物的配置、いわゆる縦横両面の角度から、ぜひ国民の側から見て最も希望に即するよう裁判所のあり方を実現していただきたい。

○矢口最高裁判所長官代理者 岡沢委員のお尋ねの点はまことにごもっともでございます。裁判官として裁判をやるにつきましたら、いま御指摘のようなきことがあつてはならない。自分の気持ちとか、人からどう思われるかというよりなことから判断をどうこうしてはいけないういものではないかと考へておるわけでございまして、日弁連との連絡協議の席に提出いたしました案はあつたわけで

うな配慮と申しますか、一歩譲つた気持ちでそこ  
に働かないという事は申しがたいわけございま  
す。しかし、本来といたしましては、このよう  
なことはあつてはいけないことで、現に第一審の  
事件の管轄の配分ということにつきましては、訴  
訟法も元来特則を設けておりました、地方裁判  
所に簡裁管轄の事件が提起されました場合に、本  
来ならば移送すべきである事件であつても、地方  
裁判所が相当と認めるときにはそのままやつても  
よろしいという規定がございまして、また、簡易裁  
判所本来の事件が簡易裁判所に提起されました場  
合でも、簡易裁判所の裁判官が、これは地方裁判  
所でやるべきであるというふうに客観的に考へる  
場合には、これを地方裁判所に送るべきであるとい  
うことを規定してあるわけでございます。私ども  
はこの点につきましては、今回の改正法案が成立  
いたしましたというよりな場合を考へてみますと、こ  
の運用はますます重要性を加えてくるのではない  
かというふうに考へております。

そこで、いま御指摘がございましたようなこと  
のないように、この条文の本来の趣旨を会同、研  
修その他あらゆる機会に裁判官に徹底いたしまし  
て、また受付の事務をいたします裁判所職員等に  
も、受付の事務の關係においていささかもこの条  
文の精神に反するような取り扱いをしないように  
十分に指導し、ともに研究いたしていきたい、こ  
のような覚悟であるわけでございます。

○岡沢委員 もう一度民事局長にお尋ねしたいの  
ですけれども、たとえば当事者の双方が地裁の裁  
判を希望した場合に、いわゆる合意によつて本来  
三十万以下の事件であつても地裁に移す、いわゆ  
る裁判所の職権による判断を無視してでも当然に  
移送という方向への制度の改正という点はお考へ  
にならないのでございませうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 一番の裁判所には  
元来合意管轄の規定がございまして、あらかじめ  
双方が合意いたしております場合には、地方裁判  
所、簡易裁判所、自由にその管轄を選ぶことがで  
きるということに相なつてあるわけでございます。

す。ただお尋ねの件は、一たん訴訟が簡易裁判所  
なら簡易裁判所に出来まして、その後当事者がこれ  
を地方裁判所に移送してほしいという事で一致  
して申し立てをした場合に關するわけございま  
す。私どもこのような場合には当事者の気持ちを  
尊重いたしまして、また移送の規定もございま  
すので、その精神を尊重いたしまして、運用とい  
たしまして当然このようない扱いが原則としてな  
されてしかるべきものではないかというふうに考へ  
ております。

お尋ねの件、私ども、運用としても十分やつて  
いけるのではないかと申すに現在のところは  
考へておるわけでございます。立法ということに  
なりますと、これは運用の結果を見まして、なお  
法務省当局とも御相談申し上げなければいけな  
いことと考へております。とりあへずの問題とい  
ましては、運用で十分まかなつていけるのではない  
か、このように考へておるわけでございます。

○岡沢委員 これからお尋ねする問題は、おそ  
らくすでに同僚委員から質問のあつたことだと思  
いますけれども、今度の改正に關連してやはり問題  
点の一つだと思つたので、党の立場からお尋ね  
するわけでございます。

今度の改正によりまして、事物管轄が拡張され  
ました場合に、上告審が高等裁判所になりまし  
て、最高裁判所で裁判を受ける権利が奪われる事  
件が相当数生ずるわけでございます。民事の場合  
は、過半数当面はそれに該当するわけでありませ  
うが、それによつて判例の不統一あるいはいわゆる  
最高裁での裁判を受ける権利を奪われるという点  
に對する是正方法について、民事訴訟法の改正あ  
るいは現行法の活用等と關連して、どう御用  
意があるか、お尋ねいたします。

高等裁判所あるいは最高裁判所のこれまでの判例  
と違つたという場合には、事件の審理を最高  
裁判所に移送することを規定して、判例の不統一  
を防ぐためを考へておるわけでございます。

これまでの運用におきましても、その例は、少  
うはございませうけれども、数件の例があるわけ  
でございます。現に、非常に重要な実務上の問  
題が、高等裁判所からの移送によつて現在最高裁  
判所で審理されておるといふこともあるわけござ  
いませう。私どもは、その判例の結果がどのよ  
うになるかということを目して待つておる、こ  
のような事件もあるわけでございます。

その他の事件におきまして、これまで二十数年  
の運用がございませうけれども、私ども、運用の実  
情をいたしまして、この規定が十分に運用されな  
かつた結果、高等裁判所の判例が最高裁判所の判  
例に抵触したというふうな困つた例をいまだ聞か  
ないと申し上げても過言ではないと思つてありませ  
う。判例の統一という面から見てもいります  
場合、この四百六条ノ二の規定は、今後ますます  
活用されることには相なるかと存じますが、こ  
の規定の活用によつて十分に判例の不統一の結果  
を防止することはできるもの、このように考へて  
おる次第でございます。

○岡沢委員 弁護士会がこの法案に反対される大  
きな理由の中に、簡裁における特任判事の方々の  
質の問題、あるいはその量の問題、あるいは法曹  
資格の問題等々が結びついていることは言うまで  
もございませぬ。

あるいは、一般に判事あるいは判事補の再教育と  
申しますか、非常に失礼でございますけれども、  
法律もどんどん変わりますし、時代も経済的に社  
会的に急激な変化をしておるわけでございます。  
十年前、二十年前の大学あるいは研修所における  
勉学がそのまゝ用を足すとは思いません。もちろ  
ん個人的には、判例研究あるいは学説の研究等を  
通じて努力されておることは否定いたしません  
し、また当然だと思つておるわけでございます。

所として、定期的な再教育といふことも再訓練  
と申しますか、たびたび裁判官会同等を催され  
ておることも承知いたしましたけれども、しか  
し、まだまだ時代に対応した国民の期待に即応で  
きるような裁判体制ができていないと考へ  
られない面がございませう。一方で、この委員会  
も問題になりましたような、民事上では公害の問  
題、あるいは刑事上も公害罪の問題、あるいは近  
く法案が提出されようといつたしておりますような  
航空機強奪罪等の、新しい時代の流れに即応した  
法律的な解釈あるいは立法というものが当然要求  
されておりますし、また実際、具体的な事件とし  
て裁判官はその解決に當つていたたかなければ  
ならない立場におられるわけでありませうが、そ  
ういふいわば裁判官の教育の問題について、どう  
いう御用意があるか、お尋ねいたします。

○寺田最高裁判所長官代理者 一応私から御説明  
申し上げたいと思つておりますが、いまお話の中で特  
任判事について簡裁判事につきましては、新任後  
研修所で約三ヶ月、十分を研修と申しますか研究  
をさせることにいたしてあるわけでございます。

そして、その後もう直ちに小さな裁判所で独立の  
勤務をするような方法はとれませんで、比較的大  
きな簡易裁判所で勤務をして、同僚その他とある  
程度意見も戦わしながら、つまり勉強していく、  
そういう機会を与えるようにいたしてあるわけ  
でございます。そういう特別な配慮をいたしま  
す。一般問題といたしましては、御承知のとおり、  
司法研修所でのいろいろな実務研究あるいは司  
法研究等もございませうし、それから裁判官の会同

は、これは大体中央会同の場合には新聞にも出ますのでよく御存じのことと思えますけれども、年に相当多い回数、全国的な会同をいたして下さるに任かに、高裁管内のプロックの会同もいたしてありますし、さらには地方裁判所単位の会同なり研究なりもいたしておられるわけでもございまして、戦前と比較するということは妥当でないかもしれませぬけれども、戦前などと比較いたしますと、けた違いの機会が与えられておられるわけでもございませぬ。しかし、私どもとして、むしろこれで十分とは考へておりませんので、今後とも一そうその増強に努力してまいりたい、かように考へるわけでもございませぬ。

○岡沢委員 私の実務体験からいたしましても、いわゆる特任判事の中で、その選考が問題でございませぬけれども、裁判所事務官、書記官の方にも非常に有能な、研修所出身とちつとも変わらぬくらいの能力の持ち主もおられますけれども、しかし、この特任の採用の場合に、往々にして、たとえは事務局長の経験者、これは地裁の所長さんなり高裁の長官と非常に接する機会が多いということから、いわゆる論功行賞的な人情が入った採用がなされる。御本人が希望されるのであるかもしれませぬけれども、結果的には裁判実務を全くこなし得ない方もあることは事実のような体験がございませぬ。そういう点で、やはり特任判事の採用について、私は将来を考へました場合、裁判所の訴訟の促進の面からいたしましても、これは単に裁判官だけの問題ではなしに、優秀なスタッフとしての書記官、事務官に人を得るといふことの大切な面を考へました場合、この特任制度の活用といふことに必ずしも反対ではございませぬけれども、その乱用の結果、国民の裁判への信頼を裏切らせる、あるいは逆に訴訟遅延を来すといふようなことのないような配慮が必要だと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど岡沢委員からお話しのございました、国民のために、りっぱな裁判官によって安心できる裁判を迅速にしなければならぬという点は、私どもとしても最も熱望しているところでございませぬ。いま特任簡裁判事のお話が出ましたけれども、これは確かに、発足の初期に、多くの人を獲得しようという目的から、選考の基準が十分でなかつた面もあつたかと存じますけれども、最近におきましては、相当厳格な選考をいたしておられるわけでもございまして、実格を裁判所の職員の間では、どうも司法試験よりむしろかしいような試験でやられるのではないかとはいふようなことを言う向きさえあるように聞かれています。しかし、そこまで言ひましては、むしろ私どもとしても口が過ぎると考へておりますけれども、弁護士会の代表の方あるいは法務省、検察官の代表の方も入りになつた委員会でもって選考を実施しておられるわけでもございまして、その点につきましても、従来も、少なくともここ十数年は、かなり厳格にやつてまいつておられますが、なおその点につきましても十分な配慮をいたしたい、かように考へるわけでもございませぬ。

○岡沢委員 簡裁の本質論等の基本的な課題もございませぬ。これはぜひとも今後とも日弁連とも十分協議を重ねていただき、国民の立場から見れば簡裁のあり方、特に戦後アメリカの制度が土壌の違う日本に直輸入された結果としての再検討すべき時期がちょうどいまではないかと考へます。ただ、按本的なあるいは白紙に戻つた立場からの簡裁のあり方あるいは地裁のあり方をぜひ御検討をいただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど岡沢委員からお話しのございました、国民のために、りっぱな裁判官によって安心できる裁判を迅速にしなければならぬという点は、私どもとしても最も熱望しているところでございませぬ。いま特任簡裁判事のお話が出ましたけれども、これは確かに、発足の初期に、多くの人を獲得しようという目的から、選考の基準が十分でなかつた面もあつたかと存じますけれども、最近におきましては、相当厳格な選考をいたしておられるわけでもございまして、実格を裁判所の職員の間では、どうも司法試験よりむしろかしいような試験でやられるのではないかとはいふようなことを言う向きさえあるように聞かれています。しかし、そこまで言ひましては、むしろ私どもとしても口が過ぎると考へておりますけれども、弁護士会の代表の方あるいは法務省、検察官の代表の方も入りになつた委員会でもって選考を実施しておられるわけでもございまして、その点につきましても、従来も、少なくともここ十数年は、かなり厳格にやつてまいつておられますが、なおその点につきましても十分な配慮をいたしたい、かように考へるわけでもございませぬ。

移動するわけでもございませぬけれども、裁判官の異動につきましても、先ほど局長が御答弁になりましたように、非常にむづかしい状況の問題、あるいは子弟の教育の問題等がございまして、簡単にはいかないと思ひます。実際にそれには対応できるかどうか非常に心配なわけでもございまして、一片の当委員会における答弁だけではなしに、実際に最高裁としての事件の多寡に対応する適切な対策の用意をいまから——もうすでに始めていただいておると思ひますけれども、物的、人的に整備していただくことが最大の急務だと思ひます。もう少し具体的に何かこの面についての御用意がありましたら、たとえば民事、刑事の裁判官の内部での配置転換あるいは地裁、簡裁、先ほど申しました過疎地帯と過密地帯との異動等につきましても、定期異動の時期は過ぎておられるわけでもございませぬけれども、そういう面につきましてもやはり何か用意があるのか。単に法案を通すためにそれに対処したいという抽象論では納得できないものがあるような感じがいたしますので、重ねてお尋ねいたします。

○寺田最高裁判所長官代理者 実は岡沢委員のおひざもとでございませぬ大阪の裁判所につきましても、この法律の施行後民事についての程度必要になり、刑事について交通事件の関係で若干の余裕ができるという点については、これは計数は持つておられるわけでもございませぬけれども、ただ私どもこの委員会でも御報告申し上げました場合に、さらに職員等に対する問題等もございませぬので、この点はひとつ十分最高裁判所を信頼いただきまして、御趣旨を体しまして善処するということでも御了承をいただきたたいと考へるわけでもございませぬ。

○岡沢委員 そうしますと、私も抽象的に聞きたいと思ひますけれども、具体的に東京、大阪、名古屋あるいは福岡等の簡裁で、現在の簡裁の訴訟遅延の状態よりも悪化することはないと解してよろしいと思ひますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 その御趣旨に沿つて善処したいと思ひます。

○岡沢委員 重ねてお尋ねします。裁判官の具体的な補充といひますか人員を増加する問題については、これはほんとうに真剣に考へないと、単なる事務分配あるいは行政機構の合理化、簡素化、能率化だけでは済まされぬものがあると思ひます。魅力ある職種にしたいといふ抽象的な御答弁がございませぬ。たとえば司法試験の採用人員をふやすとか、民間の法曹あるいは大学教授等を裁判官に迎へるについて、やはり特別の用意がなければ、抽象論では解決できないし、実際問題として、私は先ほど申し上げましたように、信頼される裁判官あるいは裁判制度、司法の優位といひますか法の優位こそ新しい近代国家に要求される最も正しい道だ。国会の面あるいは政治の面におきましても、予算を外交、防衛で全く使うという意味ではございませぬけれども、その面に使つて金をも有効に司法制度あるいは内政面の充実に使つてほしいが、よほど国際的に見て平和、あるいはまた国内的に見て国民のしあわせに通ずると信ずるだけに、やはり具体的な御用意をしてもらわなければ、抽象論としてはもう論議を重ね過ぎた感じがございませぬ。いまは実行の段階であると思ひますので、具体的な裁判官の充実にあつては裁判機構の合理化、近代化についての構想があればお聞かせいただきたい。

特に最後に、これで終わりたいと思ひますが、先ほど申しましたように、公害、交通災害あるいは新しい傷害事件、特許、従来の裁判所で扱つていただきますケースに比しまして、性格的にあるいはまた内容的にだいが日本の近代化に対応して新しい面での訴訟事件というのがいわば統廃すると言つて語弊がございませぬけれども、大きなウエイトを占める時期に来ておると思ひます。ですから、そういう面に対する最高裁としての御用意があるかどうか。これは事件が起こつてすぐといふ間に間に合いません。そこで、裁判をしていただく裁判官にそれだけの素養を持つていただく、あるいは理解を持つていただくためには、かなり事前の先手を打つた御用意が必要じゃないか。事件

○岡沢委員 重ねてお尋ねします。裁判官の具体的な補充といひますか人員を増加する問題については、これはほんとうに真剣に考へないと、単なる事務分配あるいは行政機構の合理化、簡素化、能率化だけでは済まされぬものがあると思ひます。魅力ある職種にしたいといふ抽象的な御答弁がございませぬ。たとえば司法試験の採用人員をふやすとか、民間の法曹あるいは大学教授等を裁判官に迎へるについて、やはり特別の用意がなければ、抽象論では解決できないし、実際問題として、私は先ほど申し上げましたように、信頼される裁判官あるいは裁判制度、司法の優位といひますか法の優位こそ新しい近代国家に要求される最も正しい道だ。国会の面あるいは政治の面におきましても、予算を外交、防衛で全く使うという意味ではございませぬけれども、その面に使つて金をも有効に司法制度あるいは内政面の充実に使つてほしいが、よほど国際的に見て平和、あるいはまた国内的に見て国民のしあわせに通ずると信ずるだけに、やはり具体的な御用意をしてもらわなければ、抽象論としてはもう論議を重ね過ぎた感じがございませぬ。いまは実行の段階であると思ひますので、具体的な裁判官の充実にあつては裁判機構の合理化、近代化についての構想があればお聞かせいただきたい。

が起こつてから裁判官に勉強していただく、あるいは国会の場合に、問題が起こつてから公害罪の創設を急遽あわててやる、あるいはまた民事上の場合、刑事上の場合、ともに国会としても、今度の乗つ取り事件あるいは公害等を通じまして、いわば非常なその場の立法がなされる心配があるわけでございます。これはそのことが悪いのだというよりも、われわれの事前の用意が後手に回つたという指摘を受けてもこれはしかたがない、国民から非難を受けてもこれはしかたがないと思つただけに、やはり最高裁としても、これは事件を待つていただく立場でありますけれども、事件が起こつたときにすぐに対応できる機構上あるいは法制上の人的な用意が必要だと思つてございまして、その辺の対応策をお尋ねいたします。

○寺田最高裁判所長官代理人 法曹人口の増加の問題は、私どもも熱望するところでございまして、先年最高裁判所で開かれました司法修習運営諮問委員会では、むしろ弁護士会側のほうがやや消極的な御意向のような印象を受けたわけでございます。その点につきましても、今後法曹三者が十分話し合つて進めてまいらなければならぬ課題であると考えておるわけでございまして。その中における裁判官の増加の問題は直接私どもの問題でございまして、毎年数名ずつの増員が実現いたしておりますが、本年も判事補二十名、簡易判事は五人でございまして、そういう増員が実現したわけでございまして。一挙に多い数の増員というのは御承知のとおりいろいろな事情でむずかしゅうございまして、何度も繰り返して申し上げましたように、五年間で百十名ばかりの増員というごとの線を今後推し進めてまいりたい、かように考えるわけでございまして。

それから新しい時代に即応した新知識の採用の問題も、たびたびお尋ねを受けた問題でございまして、研修所におきまして十分そういう問題に配慮いたしますとともに、特に御承知の司法研究というものが若い裁判官、中年くらいは裁判官で行なわれるわけでございまして、そういうところの

課題に取り上げまして、そこで詳細なレポートもつくつていただく、そういうことを通じまして一般の裁判官の勉強ののたてにしたい、かような考えでおるわけでございまして。

○岡沢委員 終わります。

○高橋委員長 沖本君。

○沖本委員 先に許されました時間は五分ほどしかございませんので、五分間で全部を言い尽くせることにはないわけであります。一応いままでの御質問は、ほとんど弁護士資格をお持ちの方々の専門的な御質問でありまして、私はしろうとの立場から、あるいはまた一国民としての立場から、あるいはまたいろいろ論議されました中でどうしても疑問に思ふ点も、質問も重なり御答弁も重なると思ふ点も、どうしても国民の立場からこの問題を詰めてみたい、こう考えますのでお答え願ひたいと思ひます。

いま岡沢先生が御質問になつたことに重なるわけでございまして、この法案は経済の変動に即した処置をとるといふものであるということでございますが、簡易裁判所は従前より訴訟の目的の価額の高い事件を取り扱う、こういうことになつております。そこで、ただいまの御質問がございましたとおり、簡易裁判所の判事さんの法曹資格を有する方のはかに特別に任命された方があるわけですが、その判事さんについてはいまもやりとりのあつたとおり、資格能力の向上ということがどうしても大事である。これはまた私が単に事件を持つて簡裁へ行った体験の中からもそういうことがいろいろ言えるわけでございまして、その資格をお持ちの方と特別任命された判事さんとの数の比率はどの程度現在あつて、そしていま岡沢先生の御質問に重ねて申し上げるようでございますが、その能力の向上について具体的に今後どういうふうな処置をお講じになるかという点をもう少し詰めて、国民が納得できるようにお答えふりをしていただきたい、こういうふうに考えるわけでございまして。

○寺田最高裁判所長官代理人 簡易裁判所の中で

いわゆる法曹資格を有しませんが約四七%、有しませんが、いわゆる特任選考判事が五三%というところでございまして。

それから、特任選考判事の資質の向上ということでございますが、先ほど岡沢委員のお尋ねに對してはお答えいたしましたとおり、最近選考が相当厳格に実施されておるといふふうに私ももととしては考えておるわけでございまして、当委員会御審議を通じて、さらには弁護士会方面からもいろいろ御批判もございましたので、選考委員会のほうに十分その趣旨を伝えることにはいたしたい、かように考えるわけでございまして。

それから、次に研修の問題でございますが、その具体的内容は先ほど岡沢委員のお話に對して申し上げたとおりでございます。今後は研修の強化もさることながら会合をもう少し増加するといふようなことにつきましても、予算的措置もつけて十分な検討を加えてまいりたいと思つております。

現在の、先ほど申し上げましたように、中央の会合、それから高裁管内のいわゆるブロック会合、地裁別の会合あるいは研究会等あるわけでございまして、高裁管内のブロック会合には大体簡易裁判所裁判官の三分の一程度は出席することになっておりますし、特にできる限り選考裁判官をその会合に出席させるようにいたしておりますので、おむね一年に一回は出席できる勘定にしろかと思ひます。そういう点につきましても、今後一そう配慮を加えてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

それから、なお定年退官判事はいわゆる法曹有資格の裁判官でございまして、定年退官裁判官ができる限り簡易判事として再就任していただくという点について努力を重ねたい、かように考えるわけでございまして。

○沖本委員 さらに詰めたのですが、時間がありませんから次に移らしていただきます。

この法律が実施されますと、相当量の事件が地裁から簡裁に移されるということになります。これに對しまして、やはり一番問題は、先ほど御

質問がございましたとおり、簡裁での人員及び物的設備が十分でない、これはもう明らかでございます。これはいままでたびたびこの点の御指摘があつたわけでございまして、こういうことで事件の処理に對しまして支障が起きないようになければならない。現在では支障が起きてくるということが当然予想されるわけですが、これを充実に強化していくのが一番最大の急務である、こういうふうに考えるわけでございまして、その点に關しまして具体的にどういふふうにしてこれを解決していくか、この具体的な案についてお答えを願ひたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理人 人的な面につきましては、先ほど岡沢委員の御意見に對して詳細に申し上げましたので、時間の関係上省略させていただきますが、物的な面におきまして、まず管轄関係につきましては、詳細なことは時間がございますれば経理局長から御報告するわけでございまして、時間の関係もございまして、私から大まかに申し上げます。独立簡裁におきましては、かなりの程度で改築が進んでおるわけでございまして、さらにはいわゆる総合庁舎の面におきましても、地方裁判所の本庁は全部完成または改築に着手しておるわけでございまして、この一、二年の間にはすべて完成するということになるわけでございまして。

なお、先般も御報告申し上げましたいわゆる研究庁費に基づきます物件あるいは図書整備という点も、第一次五カ年計画が終りまして、昭和四十五年度から第二次五カ年計画に入りますと、乙号支部簡裁のほうに振り向けるということになつておりますので、簡易裁判所百庁をこえるところにおきまして、まず相当程度の改善が加えられ、逐次それが他の庁に及んでまいり、かように考えておるわけであります。

○沖本委員 まだ備えていたかかなければならぬ問題なんかでいろいろ御質問があるのですが、時間がありませんから次々と問題点だけ御指摘したいと思ひます。



先ほど御質問があったわけですが、この法律でいわゆる訴訟価額の低い事件が簡裁のほうで処理されるようになってまいります。そのために処理の困難な事件も含まれてき、たびたび話がありましたが不動産等で、実際の取引価額が高いのに固定資産税の評価では価額が低い、こういうようなものもだんだん事件が来るようになってまいります。こういうことになると、地裁で処理するものがだんだんこちらのほうに移っていく。こういうことになってきて、その間に非常な危惧が起きてくる。岡沢先生もそういう点を御指摘になっておったわけですが、こういう点で地裁と簡裁と相互でどういふふうに公平に国民の権利を守っていただけるか、非常に危惧されるわけです。この点ももう少し具体的な関係について、その処理の方法をお答え願いたいと思います。

○矢口最高裁判所長官代理者 先ほど岡沢委員の御質問に対してもお答え申し上げましたように、一番の裁判所といたしましての地方裁判所と簡易裁判所は本来の職分があるわけでございます。簡易裁判所におきましては、その管轄に属する事件でございまして、これが地方裁判所において慎重に審理することが相当であるというふうに考える場合には、これを地方裁判所に送るということになっておるわけでございます。また地方裁判所におきまして、本来簡易裁判所の事件でも、その事案の内容によりまして、複雑困難であると思われるときには、これを地方裁判所でそのまま審理するというようになっておるわけでございます。その複雑困難な事件の例示をいたしましたように、いま沖本委員からお話のございましたように、不動産事件等が一つの一般的に申しました適例ではないかと思うわけでございます。境界確定の訴え等も、これは場合に依りましては、訴訟価額そのものとしては非常に安いものもあるであろうと存ぜられますけれども、その内容がきわめて複雑な場合が多いということも、私どもの間ではしばしば常識的な問題であるわけでございます。このような事件をどのようにして適正に処理するかとい

うことに相なりますと、結局はその訴訟物の価額という点と関係なく、むずかしいものはむずかしいように地方裁判所で処理するという点で、先ほど御説明申し上げましたように、三十条の二項の規定でございますとあるいは三十一條ノ二の規定というものを十分に活用していく。その間に裁判官が、これを移送したりこれを自分のところでやったりすることが事件を多くするとかあるいは自分が能力がないと思われるというような、そんなことから判断を左右されることがいささかもあってはならない。これは裁判官の心がまえとして今後十分考えていくことを私申し上げた次第であるわけでございます。

なお、不動産事件等で、現在その訴訟物の価額でできるわけでございますが、その訴訟物の価額のメルクマールといたしまして、固定資産税評価額というものをとっておるわけでございます。しかし、一般の例といたしましては、固定資産税評価額が一般の取引価額よりもややともすれば低い場合があるということも、これはいわば公知の事実であるわけでございます。その場合、私どもは決して固定資産税評価額を固執するものではございませんで、あくまで取引価額によつて、これが三十万円以上であれば当然地方裁判所でやる、このような扱いをしていただくこと、もちろん異論はないわけでございます。そういう点も、これは窓口事務のほうに徹底いたしまして、遺憾なきを期したい、このように考えております。

○沖本委員 ただいままで申し上げました問題につきますと、数々いろいろ当委員会指摘された問題でございますし、非常に摩擦を起こしたり、また不安定の問題、こういうものに対しては、できるだけ早い時期に法律を改正するような方向に持つていっていただきたい、こういうことを要望したいわけでございます。

なつたわけでございますが、ちよとこれを機会にして、裁判所側あるいは弁護士会側の意見の疎通をはかられなかつたりあるいは対立関係になつたり、こういうことはわれわれ国民としては一番心配な問題である、こういうふうにか考へるわけでございます。そういうところで、国民の権利を守るといふ立場に立つていただきまして、ちよとこれが機会でございますから、こういう立場に立ちながら、相互の御関係を深めていただく、あるいは法務省も入つて、三者でいろいろと協力をしていたら、あるいは学識経験者の方々も入り込んで、弁護士会からも有能な方々が幹事さんになつていただけて、スムーズな協力関係が得られて、弁護士会からも有能な方々が幹事さんになつていただけて、こういう道を開いていただきたい、こういうふうにか望みたいわけでございます。こういう点について、法務大臣は、今後こういう問題についてどういふふうな形での問題を開いていただけるか、御所信を承りたいと思ひます。

○小林国務大臣 今回のこの法律案につきましては、最高裁判所側とあるいは弁護士会側と十分な了解が得られなかつたといふことは、私は非常に残念に存じます。しかし、何と申しまして、法律の運用といふものは、法曹三者の協調、協力の上下に成り立つものでございまして、今後、お話しのように三者ともひとつ十分な意思の連絡が円滑にいくように、こういうふうにかみんながひとつ反省の上で努力をいたさなければならぬと思ひます。でありますし、ことに最高裁当局に対しまして、今後の問題として十分ひとつ弁護士会側とも円満な協調のできるよう御努力を願ひたい。また法務省もそのつもりで、ひとつその努力をいたすといふことを、特にこの際私、発言をいたしておきます。

○沖本委員 まだあるわけですが、時間も越えましてから、次の機会に譲ります。

○高橋委員長 松本善明君。沖本君が少し時間をオーバーしましたので、松

本さんは時間オーバーの常習者ですから、この際なるべくひとつ約束の時間内で済ましていただきます。

○松本(善)委員 裁判所にお伺ひしたいと思ひますが、この法案がもし成立いたしましたときに、簡易裁判所に非常に事務量がふえて、これが一応戦前の区裁判所としての性格を持つようになつていくということも、法曹関係者一様に心配しておるわけでありまして、この点について民事訴訟法第三十條の二項や三十一條ノ二を活用すればこの問題は解決するかのような意見もありません。しかし、この点については実際は、この管轄の問題といふのは訴訟当事者にとっては切実な利害にも結びついております。一方の当事者が移送を求めた場合に、片方の当事者が反対というよりなことが非常に多くあるわけでありまして、この三十條の二項あるいは三十一條ノ二を活用することによつて、この裁判所の事務量の問題を解決をするといふようなことが、私は実際問題としてできないことではないかといふふうに考へますが、この点についての最高裁のお考へをお聞きしたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 私どもは、この規定はあくまで複雑な事件は地裁で、簡単な事件は簡裁でという趣旨でございまして、それによつて事務量をどうするかといふことを考へておられます。ただ、結果において事務量が変動いたしますれば、それに伴う措置を講ずる、こういうことでございます。

○松本(善)委員 そうすると、結局、この活用によつてこの法案の結果生まれてくる事態を変えるといふことに非常に有効であるといふふうには、裁判所も考へてはいないといふことでありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 必ずしもそうではございません。これはその事件事件によつてきまることがございますから、実施の成果を見るほかはない、かように考へるわけでございます。

○松本(善)委員 私言ひますのは、当事者の意

向をもちろんこういう点については尊重しなけれ  
ばなりませんから、この簡裁への大量の事件の移  
転という点を解決するにはあまり役に立たぬの  
じやないか、こういふに言っておるわけではな  
いけれども、その点についてははっきりしたお考え  
を聞きたいわけでありませう。

○寺田最高裁判所長官代理者 私は、国民なり当  
事者が簡易裁判所を避けて地方裁判所にのみこ  
うとすべて考えておられるとは考えておられないわ  
けでございます。もしそういふことであれば、合  
意管轄が成立するわけでございます。したがいま  
して、実際に複雑困難な事件が移送が行なわれる  
という点がございませう、その程度において  
事務量の变化を生ずる、かように考えるわけでご  
ざいまして、これを活用することによって十萬か  
ら三十萬円までの事件がほとんど地裁のほうに  
いつてしまふ、かように考えていないわけでご  
ざいませう。

○松本(善)委員 そりすると、実際はこの法案が  
通過することによって生ずる簡易裁判所の事務  
量の増加ということについては、これはこの活用  
によつては解決するということはそう期待できな  
いということ、裁判所もお認めになつたという  
ことにならざるを得ないというふうに思ひます。  
それから法務大臣にお聞きしたのであります  
が、この問題はどうしても、弁護士会の意見もそ  
うでありますけれども、一審裁判所としての地裁  
を強化をする、その人的、物的施設の充実をは  
かる、そのことによつて解決するべきだといふ  
ことであります。このことについて異論のあるべ  
きははずないことであります。ところが、これに  
ついては前回の質疑の中でも明らかにいたしました  
けれども、政府といはしても、ここ数年裁  
判所の人的、物的施設の増加についてはほとんど  
変わらない。毎回毎回これではだめだといふこと  
が言われておるながらも、ほとんどこの増加につ  
いては努力をしていない、そういう結果がいろいろ  
のひずみを生じておるわけでありませうけれども  
も、この点について法務大臣はどのように具体的

に、これは来年度の裁判所職員定員法が論議をさ  
れることになつて議論をしていたのでは、これは  
とうていまた同じことになるとは思ひません。現  
在からこの問題について考えなければなら  
ないはずでございますが、その点についての法務  
大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○小林国務大臣 これは前回も申し上げました  
が、ことしの職員の増加もほかの官庁に比べれば  
相当よく見てある、こういふことでございませ  
うが、特に今回の法案の審議につきまして強い御  
希望、御要望がありましたので、政府としても特  
に次の予算、また予算の前にかういふことも十分  
にひとつ協議をして、そうしてお話しようといふ  
ことが少しも前進できるようにいたしたい、かよ  
うに考えておられます。

○松本(善)委員 最高裁判所としてこの問題につ  
いての現在からのお考えをお聞きしたいと思ひま  
す。

○岸最高裁判所長官代理者 これまで何回かの機  
会にその点に触れた御質問がありまして、お答え  
いたしました。裁判所の物的施設の充実、人的  
機構の充実、そういう点については今後ともわれ  
われといたしましても十分に努力を尽くしたいと  
思つております。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所判事に  
は両方の種類のものがあるわけでございます。こ  
れは別にいはずれにございませう。必しも言え  
ない面もあるわけでございます。た  
だいろいろ御批判もございませう、その点は十  
分念頭に置いてまいりませうけれども、特任判事  
の場合にも嚴重な制限のもとに採用すべきもので  
ある、かように考えておられます。

○松本(善)委員 法務大臣にお聞きしたのであ  
りますけれども、この特任判事の問題も含めまし  
て、本委員会が論議されました諸問題は全部、司  
法がほんとうに民主的に進んでいくかどうかとい  
うことに関する重大な問題であります。私どもは  
本日ここで採決をされることについては反対で  
あります。法務大臣としてはここで論議をされ  
ました諸点について、ほんとうに司法が民主化さ  
れるように配慮をしなければならぬ、こゝでの  
論議を真剣に考慮をして今後やつていかなけれ  
ばならないと思ひますけれども、それについて法務  
大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○小林国務大臣 ぜひさういふにいたしたいと思  
ひます。

○高橋委員長 起立多数。よつて、本案に対する  
質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入ります。  
討論の申し出がありますので、これを許しま  
す。畑和君。  
○畑委員 私は、日本社会党を代表いたしまし  
て、本法案に対して反対の意見を表明いたしま  
す。  
この問題につきましては、日弁連と最高裁との  
間で連絡協議を重ねてきたのでありますけれども  
も、その協議がまだ終わらないうちに法務省を  
通じて一方的に提案をされた案件でございます。  
そもそも裁判所法が制定をされました当初の立  
法の趣旨から申しますと、日本の現在の簡易裁  
判所というものは、いままでの、旧来の区裁判所  
等とは違つて全然新しい構想のもとに設置をされ  
たものと思ひます。そのことは、当時の昭和二十  
二年の裁判所法の立法の提案理由の説明にも、明  
らかに当時の木村司法大臣から述べられておると  
ころであります。ごく軽微な事件を簡易迅速に  
裁判をして、民衆のための裁判所にしたい、この  
ことが大きく日本の司法の民衆化に役立つゆゑん  
であるということをお聞きして述べたのでありま  
す。  
そのためにまた、それに相応するようになつて、そ  
うした事件のためにいふことで、いままでかつて  
なかつた、いわゆる法曹資格のない簡易裁判所判  
事というものを置いて裁判の処理をさせようとい  
う趣旨でこの簡判制度が設けられたことは、御承  
知のとおりです。しかもそのために、民事訴訟法  
において簡易裁判所における特則を特に規定して  
おるわけでありませう。ところが、その特則はほ  
んど行なわれておらぬわけでありませう。しかも、  
昭和二十五年、二十九年、また今回の改正、こ  
ういふことで、果次の簡易裁判所の事務管轄の拡  
張によつて、その本来の簡易裁判所の性格が失われ  
つつあるわけでありませう。かつての区裁判所と  
同じような、すなわち地方裁判所の小型化が最近  
の簡易裁判所の現実となつておるやうな状況でご  
ざいませう。  
今度の法案の提出の理由には、表面あくまで経  
済事情の変化、物価の変動だけがうたつてあり  
ますけれども、そのもととはといへば、裁判所の都  
合によつて簡裁と地方裁判所の事務の分配を都合  
よくしよう、こういふ考へのもとに提案されたこ

とは明らかであります。確かに物価は二十九年のころよりも相当上がつておることは事実でありませうけれども、その裁判所の意図するものがそういうところにあると判断するがゆえに、日弁連はあつてこれに対して反対をいたしました日弁連関係の三参考人も、口をそろえて、この法案には反対である、この問題が基本に関する問題だけに、しばらく時間を置かしていただいで、約一年間のうちにひとつとせひとも裁判所と日弁連とで協議をして、その協議の上で立つてならともかくも、この際ひとつとせひとも継続審議にしたい、こういう意見であつたわけでありまして、私もそういう点から、この際ここで採決をして通す必要はなからう、その緊急性がないということであつたわけでありまして、むしろそれよりも、これによつてますます法曹二者の間の対立が深まるというよりは、日本の司法の将来にとつて大きな禍根を残す、こういう意味も大いにあるわけでありませう。

ここで私は、そういう意味から社会党を代表いたしまして、この法案に対して反対の意向を表明する次第であります。以上。

○高橋委員長 松本善明君。  
○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、裁判所法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたします。

第一に、最高裁判所は、簡易裁判所の民事事物管轄を十万円から三十万円に引き上げる理由として、物価その他経済事情の変動をあげていますが、実際は簡易裁判所の性格を変え、司法全体に影響を及ぼす重大な問題であります。

本来、簡易裁判所は、少額軽微な事件を簡易迅速に処理する民衆の裁判所として設立されました。そしてその趣旨は、民事訴訟法第三百五十二条以下の簡易裁判所の訴訟手続に関する特別に明確に示されているところであります。ところが最高裁判所は、この特別の実行を事実上行なわず、簡易裁判所設立の趣旨を有名無実にする方向を

とつてまいりました。そればかりか、教次にわたる事物管轄の拡張を行ない、最高裁判所さえ認められているように、簡易裁判所を戦前の区裁判所の性格に近いものに変えてきたのであります。

臨時司法制度調査会の意見書によりますと、簡易裁判所の事物管轄の拡張を行ない、名称を区裁判所に變更することが明記されておりますが、この改正案は明らかにこの路線に沿つたものであり、簡易裁判所の民衆裁判所としての性格を没却し、司法の民主化に逆行するものであります。これが反対の第一の理由であります。

この法改正によつて、簡易裁判所にかかる事件は激増し、簡易裁判所の裁判官の需要は増大します。このことは、簡易裁判所にいわゆる法曹資格を持たない特任判事の増加を招き、裁判の質の低下をもたらしばかりでなく、簡易裁判所を第一審とする事件について、最高裁判所への上告の権利を奪ふことになり、全体として国民の正しい裁判を受ける権利を奪ふものであります。これが反対の第二の理由であります。

第三に、以上のような本質を持つ法案でありますので、日本弁護士連合会は反対の意向を表明してまいりました。本来、わが国司法の根本にかかわるような問題は、最高裁判所と法務省、日本弁護士連合会の三者で協議をし、納得のもとに行なわれなければ、司法の円滑な運営は保障されません。にもかかわらず、日本弁護士連合会の意向を真正面から踏みにじつて、この法案を成立させようとするのは、わが国司法の将来に重大な禍根を残すものであります。これが反対の第三の理由であります。

審議の経過の中で明らかになつたところによりまして、最高裁判所岸事務総長は、日弁連の意向に反してもこの法案を成立させなければならぬ緊急性は、地方裁判所の事務量増大にあると述べました。もしそうであるとするならば、毎年裁判所職員定員法改正の審議の中で論議をされていく、裁判所職員の大増員によつて解決できる問題であります。ところが、政府と最高裁判所

は、この問題についてほとんど見るべき努力を払つておりません。「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり)それは事実を見ればわかるはずだ。政府がこの点について真剣な努力を払うならば、日弁連と最高裁判所の対立はなくなるだけではない、簡易裁判所を真に民衆の裁判所として、本来の趣旨に従つて運営することも可能になることは明らかであります。

以上をもつて反対の討論といたします。  
○高橋委員長 これにて討論を終わりました。これより採決いたします。

裁判所法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

○高橋委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)

○高橋委員長 ただいま議決いたしました裁判所法の一部を改正する法律案に対し、鍛冶良作君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五派共同提出にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者に趣旨の説明を求めます。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五派共同提案にかかる附帯決議について、その趣旨を説明いたします。まず、案文を朗読いたします。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)  
一、政府及び裁判所は、簡易裁判所判事の任用に關し、可及的に法曹有資格者をもつてこれに充てる等、簡易裁判所判事の充実強化に努めること。

二、裁判所は、民事訴訟法第二編第四章「簡易裁判所の訴訟手続に関する特別」の活用を努め、簡易裁判所本来の機能を發揮しうるよう

努めること。  
三、簡易裁判所の民事関係事物管轄の改正にかんがみ、裁判所は訴訟当事者の意向を尊重し、不動産に關する訴訟その他複雑な事件の取扱いについては、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二の活用により簡易裁判所の管轄に属する訴訟を地方裁判所において処理しうるよう努めるとともに、政府及び裁判所はこれに關する法改正についても検討すること。

四、政府及び裁判所は、裁判所法の今次改正にかんがみ、速やかに第一審裁判所としての地方裁判所及び簡易裁判所の現状については、かねてからその人的、物的設備等の面において不十分であることはしばしば議論されてきたところであり、したがつて、政府及び裁判所は、本案の実施に際しまして、簡易裁判所判事について可及的に法曹有資格者を当てることとせよと、簡易裁判所をして現行の簡易裁判所手続の活用をはかることはもとより、不動産に關する訴訟その他複雑な事件を処理することを避けることにより、簡易裁判所本来の機能を發揮するよう希望します。また、全国各地の実情に應じ、事務負担の不均衡等、処理の不適正を來たすことのないようにつとめること等が必要と思量いたします。

なお、第一審裁判所のあり方その他裁判所一般のことにつきましては、かねてからであります。今後とも日本弁護士連合会と十分協議を重ねて、かようなことは進めていただきたいと思つております。

以上が附帯決議案の提案の趣旨でございます。何とぞ御賛成あらんことを願います。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

これより本動議について採決いたします。  
鍛治良作君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議について、小林法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小林法務大臣。

○小林国務大臣 政府は、ただいま全会一致をもって御決議くださいました附帯決議の御趣旨を尊重して、その実現につとめたいと存じます。なお、これに関して法改正等の問題もありませんが、これらも直ちに検討に着手するようになりたい、かように考えます。(拍手)

○高橋委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 本日は、これにて散会いたします。  
午後零時四十二分散会